

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成 29 年  
3 月 7 日  
(火曜日)

## 目 次

- 規則  
山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則(労働政策課).....一
- 山口県工事執行規則の一部を改正する規則(技術管理課).....一
- 告示  
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....二
- 救急病院の認定(医療政策課).....四
- 土地収用法の規定に基づく事業の認定(監理課).....四
- 通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路の指定(道路整備課).....四
- 公告  
県管大年地区震災対策農業水利施設整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....五
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....五
- 人委公告  
平成二十九年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)の実施.....五
- 平成二十九年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施.....八



山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月七日

### 山口県規則第三号

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

山口県立職業能力開発校規則(昭和四十四年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立東部高等産業技術学校の項中

造園科

エクステリア・造園科

造園科 一〇人 に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

山口県工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第四号

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

山口県工事執行規則(昭和四十九年山口県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五十八条の二の次に次の一条を加える。

(債務不履行等に伴う違約金)

第五十八条の三 契約当事者は、請負者との契約に関して、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該請負者をして請負代金の額の十分の一に相当する金額を違約金として納付させるものとする。

一 請負者がその責めに帰すべき理由によりその債務の履行をすることができなくなつたとき。

二 請負者が正当な理由がないのにその債務の履行をしないとき。

三 次に掲げる者が契約を解除したとき。

イ 請負者について破産法(平成十六年法律第七十五号)第三十条第一項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第三十一条第一項の規定により選任された破産管財人

ロ 請負者について会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第四十一条第一項

の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第四十二条第一項の規定により選任された管財人

ハ 請負者について民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第三十三条第一項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該請負者又は同法第六十四条第二項の規定により選任された管財人

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。



山口県告示第六十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年三月七日から同月二十七日までの間、山口県環境生活部環境政策課、岩国市環境部環境保全課及び和木町役場において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年三月七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 三井化学株式会社
- 住 所 東京都港区東新橋一丁目五番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 三井化学株式会社岩国大竹工場
- 所在地 玖珂郡和木町和木六丁目一番二号
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構		造		使用の方法	
	能 ( $m^3$ /日)力	工 事 着 手 日 定	工 事 完 成 日 定	使 用 開 始 日 定	使 用 時 間 隔 隔 り の 使 用 間 隔	一 日 当 た 季 節 的 変 動 の 概 要
三七〇口	二	平 成 二 九 年 五 月 一 日	平 成 二 九 年 八 月 七 日	平 成 二 九 年 八 月 七 日	連 続	二 四 時 間 変 動 な し

備考 「三七〇口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する分離施設をいう。

種 類	項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	処理後	処理前	最大	常	
オイルセパレーター	〃	八	〃	〃	〃
活性汚泥処理施設	〃	七	〃	〃	〃
オイルセパレーター	〃	〃	〃	〃	〃
種 類	〃	〃	〃	〃	〃
項目	〃	〃	〃	〃	〃
水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃	〃	〃	〃
化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	〃	〃	〃	〃
浮遊物質質量 (mg/l)	〃	〃	〃	〃	〃
鉍油類 (mg/l)	〃	〃	〃	〃	〃
窒素 (mg/l)	〃	〃	〃	〃	〃
燐 (mg/l)	〃	〃	〃	〃	〃
最大	〃	〃	〃	〃	〃
常	〃	〃	〃	〃	〃
最大	〃	〃	〃	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	年 工 事 着 手 予 定	年 工 事 完 成 予 定	年 使 用 開 始 予 定
オイルセパレーター	〃	二四、〇〇〇	浮上	〃	〃	〃	〃	〃
活性汚泥処理施設	〃	二二、五〇〇	活性汚泥	〃	〃	〃	〃	〃
オイルセパレーター	製鉄筋コンクリート	一、〇〇〇	浮上	連続	二四時間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	年 工 事 着 手 予 定	年 工 事 完 成 予 定
種 類	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
構 造	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
能 力 (m <sup>3</sup> /日)	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
処理の方式	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
使用時間	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
概 季 節 的 変 動 の 要 求	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年 工 事 着 手 予 定	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年 工 事 完 成 予 定	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
年 使 用 開 始 予 定	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(既 設)

四 汚水等の処理施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
	最大	常	
三七一口	〃	〃	〃
種 類	〃	〃	〃
最大	〃	〃	〃
常	〃	〃	〃
最大	〃	〃	〃

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	八	通 常	〃	〃
〃	九、六	最 大	〃	〃
三	八・五	通 常	〃	〃
一〇	二〇	最 大	〃	〃
一	一四	通 常	〃	〃
九	二三	最 大	〃	〃
一	一・八	最 大	〃	〃
一	二	通 常	〃	〃
三	五	最 大	〃	〃
〇・五	一	通 常	〃	〃
一・五	三	最 大	〃	〃
一六、〇〇〇	三三〇、三三三	通 常	〃	〃
二四、〇〇〇	三四六、二九六	最 大	〃	〃

山口県告示第七十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十九年三月七日

名 称 所 在 地 認定が効力を有する期限

山口県立総合医療セン 防府市大字大崎七七 平成三二、三、三一

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第七十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成二十九年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 起業者の名称 山陽小野田市
- 二 事業の種類 殖生地区複合施設整備事業
- 三 起業地
  - (一) 収用の部分 山陽小野田市大字殖生字中佐ノ田及び字西佐ノ田地内

(二) 使用の部分

四 事業の認定をした理由

(一) 法第二十条第一号関係 殖生地区複合施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十二条第二号、第三十一号及び第三十二号に掲げる施設に関するものである。

(二) 法第二十条第二号関係 本件事業の起業者である山陽小野田市は、一般会計により予算措置を講じている

(三) 法第二十条第三号関係 本件事業の施行により得られる利益は、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業を行うための施設、山陽小野田市の事務を円滑に処理するための庁舎並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の三第二項の放課後児童健全育成事業を行うための施設を併設して整備することにより、地域住民の生活文化の振興、社会福祉の増進及び利便性の向上並びに児童の健全な育成が図られることである。

イ 本件事業の施行により失われる利益は、本件事業に係る施設（以下「本件施設」という。）を整備することにより、周辺環境が影響を受けることである。しかし、起業者の調査によれば、起業地の周辺において、起業者が保護のために特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は存しないことから、本件事業が周辺環境に与える影響は軽微なものであると考えられる。

ウ 本件事業の起業地は、本件施設の利用者の利便性が高いこと等を条件として、三案について比較検討した上で選定されている。

エ 以上のことから、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであると認められる。

(四) 法第二十条第四号関係

- ア 本件事業は、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業を行うための施設、山陽小野田市の事務を円滑に処理するための庁舎並びに児童福祉法第六条の第三項の放課後児童健全育成事業を行うための施設を併設して整備することにより地域住民の生活文化の振興、社会福祉の増進及び利便性の向上並びに児童の健全な育成を図るため早急に実施されるべき事業である。
- イ 本件事業の起業地の範囲は、本件施設の規模等に比して必要最小限のものであると認められる。
- ウ 以上のことから、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであると認められる。
- 五 起業地を表示する図面の縦覧場所  
山陽小野田市教育委員会事務局社会教育課

山口県告示第七十二号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定する。

平成二十九年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	区 間	指定の期日
県道 光柳井線	熊毛郡田布施町大字波野字塩坪二一六三の一地先から 柳井市古開作字中東條六五八の一地先まで	平成二十九年四月一日



(六二) 県営大年地区震災対策農業水利施設整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、県営大年地区震災対策農業水利施設整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十九年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 縦覧に供する書類  
県営大年地区震災対策農業水利施設整備事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十九年三月八日から同月二十七日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課

(六三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 工区に含まれる地域の名称  
岩国市玖珂町字新町後地(一工区)
- 二 開発許可を受けた者  
岩国市



公 告

平成二十九年山口県警察官(男性)採用(A)試験(第二回)の実施  
平成二十九年山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)を次のとおり実施します。

平成二十九年三月七日

山口県人事委員会

- 一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	四十七人程度
東京都 大阪府 兵庫県	それぞれ三人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受 験 資 格
山口県	昭和五十九年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は平成三十年三月三十一日までに卒業する見込みの者
東京都	昭和五十七年五月十六日から平成八年四月一日までに生まれた男性で、大学の卒業者又は平成三十年三月三十一日までに卒業する見込みの者
大阪府	昭和五十九年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成三十年三月三十一日までに卒業する見込みの者
兵庫県	昭和五十七年四月二日以降に生まれた男性で、大学等の卒業者又は平成三十年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他

四

他の団体を結成し、又はこれに加入した者  
試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び技能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十九年五月十四日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下 関 市 梅光学院大学

山 口 市 山口県立大学

周 南 市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、当該都府県から文書で通知され

ます。

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一六〇センチメートル以上であること。

体重 四七キログラム以上であること。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色 覚 職務の遂行に支障がないこと。  
 聴 力 正常であること。  
 その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。  
 なお、検査には、次のような基準があります。  
 反復横跳び 二〇秒間に四五回以上  
 握 力 左右の平均が四一キログラム以上  
 上体起こし 三〇秒間に二一回以上  
 シヤトルラン 四三回以上  
 関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日 時 平成二十九年六月十日(土曜日)

場 所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日 時 平成二十九年六月十一日(日曜日)又は同月十二日(月曜日)のい

ずれかで、山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日 時 平成二十九年六月十二日(月曜日)から同年七月九日(日曜日)ま

での間で山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口県警察学校

五 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。  
 (二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、平成二十九年五月二十四日(水曜日)に合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十九年八月上旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、平成二十九年七月下旬に合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おって、山口県以外の都府県の合格者については、平成二十九年十一月上旬までに当該都府県から文書で通知されます。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で山口県以外の都府県を志望するものにあつては当該都府県の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登載され、このうちから各都府県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命され、各都府県の警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所に配置されます。

(三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として月額二十一万二千円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十九年三月七日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇―一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

(二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都、大阪府及び兵庫県の四都府県です。ただし、山口県を第二志望とすることはできません。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入にあたっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

平成二十九年三月七日(火曜日)から同年四月二十一日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十九年四月二十一日までの消印のあるものに限ります。

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
平成二十九年三月七日(火曜日) 午前九時から同年四月十四日(金曜日) 午後五時まで

十 その他  
この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三―九三三―〇一一〇)に問い合わせてください。

公 告

平成二十九年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施  
平成二十九年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)を次のとおり実施します。

平成二十九年三月七日

山口県人事委員会

一 採用予定人員  
八人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和五十九年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業者又は平成三十年三月三十一日までに卒業する見込みの者が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者



5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者  
試験の方法、内容、日時及び場所  
試験は、第一次試験及び第二次試験とします。  
なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

平成二十九年五月十四日(日曜日)  
試験室入室 午前九時三十分まで  
試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下 関 市 梅光学院大学  
山 口 市 山口県立大学  
周 南 市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

身長 一五〇センチメートル以上であること。  
体重 四三キログラム以上であること。  
視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

(4) その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。  
なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上  
握 力 左右の平均が二四キログラム以上  
上体起こし 三〇秒間に一五回以上  
シャトルラン 二五回以上  
関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日 時 平成二十九年六月十日(土曜日)  
場 所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

日 時 平成二十九年六月十一日(日曜日)又は同月十二日(月曜日)のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日  
場 所 山口県警察学校

(3) 口述試験

日 時 平成二十九年六月十二日(月曜日)から同年七月九日(日曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日  
場 所 山口県警察学校

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づ

づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

#### 七 合格者の発表

##### (一) 第一次試験合格者

平成二十九年五月二十四日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

##### (二) 最終合格者

平成二十九年七月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

##### (三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

#### 八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成三十年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、原則として月額二十一万二千円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

#### 九 受験手続及び受付期間

##### (一) 受験申込書の請求

平成二十九年三月七日(火曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、

は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。

##### (二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

##### (三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入にあたっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

##### (四) 受付の期間及び時間

平成二十九年三月七日(火曜日)から同年四月二十一日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十九年四月二十一日までの消印のあるものに限ります。

##### (五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十九年三月七日(火曜日)午前九時から同年四月十四日(金曜日)午後五時まで

#### 十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三一九三三―〇一一〇)に問い合わせてください。